

社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、木津川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の行う表彰等に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰・感謝の基準等)

第2条 本会は、次の各号の一つに該当する者を表彰する。

- (1) 理事（ただし市職員は除く。）監事、評議員、部会委員、支所運営委員、支部役員、福祉委員を通算して8年以上在任し退任した者。
- (2) ボランティアとしての活動実績が通算して8年以上あり、功績顕著な個人及び団体。
- (3) 社会福祉活動で長年他の範となる個人及び団体。

2 本会は、次の各号の一つに該当する者に感謝状を贈る。

- (1) 理事（ただし市職員は除く。）監事、評議員、部会委員、支所運営委員、支部役員、福祉委員を4年以上8年未満在任し退任した者。
- (2) 社会福祉事業のために金品を寄付した個人及び団体。ただし、個人については、10万円以上、団体については、30万円以上に限る。

(表彰・感謝の方法)

第3条 前条第1項第1号から第3号に該当する者にあつては表彰状を、また前条第2項第1号から第2号に該当する者にあつては感謝状を、本会等が開催する福祉大会で贈るものとする。

(理事会の同意)

第4条 規程第3条に定める表彰状及び感謝状を贈るにあつては、予め理事会の同意を得るものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めのない事項については、会長が理事会に図り決定する。

附 則

この規程は、平成20年の福祉大会開催日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成26年の福祉大会開催日から施行する。